

# 白石市ツキノワグマ対策 誘引木緊急伐採事業『補助金』 よくあるお問い合わせ

## <1.制度の概要>

### Q1-1 どのような事業なのか

(答)

今年の秋は、クマが全国各地で大量出没し、過去最悪の人身被害を起こしています。市内でもクマの痕跡や出没、捕獲頭数が過去最多となり、市民生活にさまざまな被害や影響が懸念されています。

市では、市民の安全・安心な暮らしを守るため、ツキノワグマを誘引するおそれが高く、緊急的に「柿」と「栗」の木を伐採した所有者の方に対し補助金を交付する事業を、クマの痕跡や出没、捕獲頭数の実績などが多い地区に限定して実施します。

### Q1-2 市民への周知方法は

(答)

対象地区に対し、「お知らせチラシ」と「申請書」を広報しろいし2月号と一緒に班回覧しています。

## <2. 対象>

### Q2-1 対象となる自治会は

(答)

越河地区、斎川地区、大平地区、福岡地区(深谷地区を含む)、小原地区です。

※対象となる誘引木は、上記の地区内に所在する柿と栗の木です。

### Q2-2 対象者は

(答)

所有する柿や栗の木を、伐採事業者等に委託して伐採した方です。

※ツキノワグマ出没が増加した10月1日以降に伐採したものを対象とします。

### Q2-3 対象となる樹木の種類は

(答)

「柿」と「栗」の木です。

#### Q2-4 伐採できる本数は

(答)

一世帯 2本までです。

#### Q2-5 申請本数は「一世帯2本まで」とあるが、申請書には3本目を記入する欄があり、3本目も申請できるのか

(答)

申請本数は一世帯2本までですが、全体の申請状況によって(例えば、申請本数が想定より少なかった場合など)は対象となる場合があります。

なお、3本目の対象可否については、申請者に送付する「補助金交付決定通知書」に対象木を明記しますので、ご確認ください。

#### Q2-6 補助対象・注意事項等がありますか

(答)

- (1) 半径約200m以内に住家がある誘引木を対象とします。
- (2) 農地の保全を目的とした伐採は対象外です。
- (3) 生産・出荷を目的とした果樹は対象外です。
- (4) 伐採事業者等へ委託し伐採した経費が対象となります。ただし、伐採した誘引木の収集運搬、処分及び伐根等に係る費用は対象外です。
- (5) 誘引木は根元から伐採しなければなりません。
- (6) 伐採後の土地に新たな誘引木を植えないでください。
- (7) 伐採後、再成長しないように維持管理をお願いします。
- (8) 伐採を申請できる樹木は自己所有物のみです。
- (9) 伐採した樹木に関して紛争が発生した場合は、自己の責任において解決してください。

### <3.補助対象経費>

#### Q3-1 補助対象経費は

(答)

伐採事業者等に委託して発生した費用のうち、伐採に係る費用のみが対象です。(伐根や伐採した木の搬出、処分にかかる費用は対象外です。)

なお、千円未満を切り捨てた額を申請書に記入してください。

#### Q3-2 伐採事業者に支払った金額をすべて補助してくれるのか

(答)

伐採費用のみが対象です。伐根や伐採した木の搬出、処分にかかる費用は対象外です。

**Q3-3 伐採事業者等に委託せず、自ら伐採した場合は補助金の対象になるのか**

(答)  
対象となりません。  
伐採事業者等に委託して伐採した場合に限りです。

**<4.申請手続き>**

**Q4-1 申請の受付期間は**

(答)  
令和8年2月2日(月)から3月10日(火)までです。

**Q4-2 申請書の提出方法は**

(答)  
農林課(白石市農林振興センター内)の窓口に出してください。

**Q4-3 郵送や電話、電子メール等で申請を受け付け可能か**

(答)  
郵送や電話、電子メール等での受け付けは行っていません。窓口での受け付けのみです。

**Q4-4 申請書はどこで配布しているのか**

(答)  
申請書は、対象地区に対し、広報しろいし2月号の班回覧で配布しています。  
農林課でも用紙を配布しています。  
また、市ホームページから申請書をダウンロードできます(お知らせチラシに二次元コードを掲載しています)。

**Q4-5 申請書は手書きで記入なのか**

(答)  
本申請書は同意書も兼ねていますので、「氏名」欄は手書きで記入してください。  
※捺印も必要です。氏名の右側に印鑑を押してください。

**Q4-6 添付する書類はあるか**

(答)  
交付申請書には、下記の書類を添付してください。  
① 誘引木の場所が分かる位置図  
② 誘引木の伐採前と伐採後の状況が分かる写真  
③ 伐採経費の内訳を確認できる書類の写し(見積書、請求書など)  
④ 委託料の支払いを証明する書類の写し(領収証など)  
⑤ 振込先の店舗番号、口座番号、フリガナが記載された通帳の写し

## <5.その他>

Q5-1 市が誘引木を伐採する事業(白石市ツキノワグマ対策誘引木緊急伐採事業)に申請したが、重複して補助金にも申請できるのか

(答)

できません。

しかし、市が誘引木を伐採する事業において、上限未満の申請本数であれば可能な場合もあります。

<例>市の伐採事業での申請本数:1本 → 補助金でも1本申請可能

※詳しくは、農林課あてお問い合わせください。

Q5-2 補助金はいつ振り込まれるか

(答)

申請書の内容を審査後、申請者あてに交付決定通知書を郵送します。補助金は交付決定通知書の到着後、約2～3週間後に指定の口座へ振り込まれる予定です。